解散公告

当社は、平成二十六年七月十日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月二十九日

徳島県小松島市小松島町字外開七番地一一

嶋屋不動産有限会社

清算人　森　茂

解散公告（第一回）

当法人は平成二十六年六月三十日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月二十九日

横浜市旭区鶴ケ峰二丁目三〇番地一〇号Ｍ　Ｄビル二階　医療法人社団土屋クリニック

清算人　土屋　幸造

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年一月十日開催の社員総会の決議並びに京都府知事の認可により、平成二十六年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月二十九日

京都府八幡市八幡三本橋一番地一七

医療法人中村皮膚科医院

清算人　中村　俊孝

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年七月八日付にて相模原市より認可を受け解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月二十九日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一番三三号

相模大野駅西側地区市街地再開発組合

代表清算人　渋谷　勝由

第二十八期決算公告

平成二十六年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　単位・千円

流動資産	二〇、九六三
固定資産	三三一
資産合計	二一、二九四
流動負債	六、七六六
負債合計	六、七六六
株主資本	
資本金	一四、五二八
利益剰余金	一〇、〇〇〇
（うち当期純損失）	四、五二八
	（二四、九六八）
純資産合計	一四、五二八
負債・純資産合計	二一、二九四

平成二十六年七月二十九日

山形県天童市大字久野本字日光一一〇五番地

テーピーエス株式会社

代表取締役社長　大沼　尚史

配当公告

石川県金沢市高尾台一丁目三〇三番地

破産者　株式会社ベネ・ホーム

右の者に対する金沢地方裁判所平成二十五年（フ）第三三一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一三一、九七六、四〇九円

一、配当することのできる金額

金一二、五四〇、一四三円

平成二十六年七月二十九日

石川県金沢市大手町一五番一四号アーバンハイム大手町四階

破産管財人　久保　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市桔梗三丁目三一番地三一、最後の住所北海道北斗市七重浜一丁目四番一七―二二六号　被相続人　亡　石原　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十九日

北海道函館市中道一丁目三番九号

相続財産管理人　司法書士　三浦　健二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道虻田郡倶知安町南三条東六丁目二番地一一五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山根　信雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十九日

北海道虻田郡倶知安町南一条東二丁目四番地七ベルウッドビル三階　倶知安ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡邉　恵介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道石狩郡当別町樺戸町四七六番地六〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十九日

事務所札幌市中央区南一条西一〇丁目四番地　南大通ビルアネックス四階　弁護士法人誠信法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西　博和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常総市豊岡町甲二六六番地ロ、最後の住所茨城県稲敷市月出里一二二七番地二五　被相続人　亡　飯田　守男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十九日

茨城県水戸市南町一丁目三番一三号金沢ビル四階植崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　植崎　明夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区勝どき二丁目八番地、最後の住所東京都中央区勝どき四丁目一番二―五〇八号　被相続人　亡　石井　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十九日

事務所東京都中央区銀座三丁目九番一八―五〇一号東銀座ビル土方法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　久野　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市泉区上飯田町三九八七番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山口　直樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十九日

事務所横浜市中区南仲通三丁目三五番地　横浜エクセレントⅢ九階

相続財産管理人　弁護士　中村真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県燕市米納津二九〇二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　宮嶋　豊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十九日

新潟市中央区医学町通二番町七四番地パンビル八〇一号室弁護士法人パンビル法律事務所

相続財産管理人　弁護士　寺尾　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区京町一丁目二四四番地の五、最後の住所京都市伏見区桃山町金森出雲一番地五一　被相続人　亡　山下　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十九日

京都市中京区烏丸通御池上ル　ヤサカ烏丸御池ビル五階けやき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　久子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京丹後市網野町網野七五八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　給田　保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十九日

京都府宮津市鶴賀二〇五四番地一宮津商工会議所二階

相続財産管理人　弁護士　澤田　将樹